

# 監査報告書

国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

## 1. 監査の方法及びその内容

国立大学法人京都工芸繊維大学監事監査規則に基づき、役員会その他重要な会議に出席し、審議過程及びその結果を確認するとともに、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類等の確認を行いました。

また、必要に応じて監査室及び内部監査担当部署と連携し、報収集及び監査環境整備に努めるとともに、事務局担当課等からも業務及び財産状況等の報告を受け、必要に応じて説明を求め、調査を行いました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から年度末の他に年度中複数回、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表関係、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

## 2. 監査の結果

- (1) 業務は、法令等に従い適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制等内部統制システムは、適宜業務の体制及び方法等を見直し、適切に整備され運用されているものと認めます。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。
- (4) 事業報告書は、大学の業務運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況を正しく表示し、決算報告書は、予算区分に従い正しく表示しているものと認めます。
- (6) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月22日

国立大学法人京都工芸繊維大学

学長 古山正雄 殿

監事

吉田多見男

監事

守保千秋